

(令和7年9月24日現在)

食料システム法に関するブロック説明会での質疑応答集

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ

○合理的な費用を考慮した価格形成関係

番号	問	答
<1. 指定品目>		
1-1	小売り段階では多くの品目が販売されている中で、指定品目はどのような考え方で指定するのか。	・指定品目については、時間の経過により品質が特に低下しやすいことや、生活必需品として日々売買される中で消費者の値ごろ感による価格が定着していること等により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向にあり、取引の中で通常コストが十分に認識されていない品目が対象となり得ます。 ・農林水産省が開催した「適正な価格形成に関する協議会」の中では、納豆・豆腐、飲用牛乳、米、野菜について、生産から販売に至る各段階の関係団体等の参画の下、コスト指標作成の必要性等について検討してきており、まずは、これらの品目を候補として、令和8年4月までに指定品目を指定する予定です。 ・令和8年4月以降は、関係者からの意見を踏まえつつ、コスト指標が必要な品目について引き続き検討を行っていきます。
1-2	米や野菜といった品目が指定品目され、その品目毎にコスト指標を作ることになるのか。	・米のコスト指標を作成する団体、豆腐のコスト指標を作成する団体など、品目ごとにそれぞれの実情を踏まえてコスト指標を作成する団体を認定し、認定団体が作成したコスト指標が公表されることとなります。
1-3	指定品目として野菜が検討中とされている。野菜は、特に高単価なものから廉価なものまで、多様な品目があり、一律でコストを算定することは難しいが、どのように進めていくのか。	・野菜には多様な品目があり、また、同じ品目であっても、栽培方法や立地条件等により、コストは様々であることから、まずは、特に出荷量の多い品目を中心にコスト指標の作成に着手されることを想定しております。
1-4	食肉、水産物を指定品目にする予定はあるのか。	・指定品目については、まずは、納豆・豆腐、飲用牛乳、米、野菜を候補として検討しておりますが、今後、品目ごとの実情を踏まえ、生産から販売に至る各段階を代表する関係者により、

番号	問	答
		その品目のコスト指標を作成する必要性について認識の共有が図られている等の状況を考慮し、指定品目の追加を検討してまいります。
1－5	今後、指定品目を追加する際には、「適正な価格形成に関する協議会」の下で、当該品目に係るワーキンググループの設立を要するのか。	・農林水産省の「適正な価格形成に関する協議会」及びその下で開催したワーキンググループは、法律の検討にあたり、課題の整理や関係者の理解を得る目的で開催してきたものであり、指定品目の指定にあたって必須ではありません。 ・今後、品目ごとの実情を踏まえ、生産から販売に至る各段階を代表する関係者により、その品目のコスト指標を作成する必要性について認識の共有が図られている等の状況を考慮し、指定品目の追加を検討してまいります。
＜２．コスト指標・コスト指標作成団体＞		
2－1	農産物の価格は需要と供給のバランスで決まるものであり、生鮮品は天候で量が激しく左右されるため、現在検討しているコスト指標の活用は非常に難しいと思われるが、どのように実現していくのか。	・農産物・食品の価格は需給事情と品質評価で決まるのが基本であり、その中で、持続可能な食料システムの構築に向けて、食料システム法に基づき、持続的な供給に要するコストを考慮した取引を推進してまいります。 ・コスト指標はあくまでその品目の持続的な供給に要するコストの指標であり、価格の指標ではありません。 ・コスト指標の意味合いを事業者にも消費者にも理解いただけるよう取り組むとともに、品目ごとのコスト指標作成団体において適切な活用方法の検討が進むようサポートしていきたいと考えております。
2－2	コスト指標作成にあたり、大規模経営や家族経営など経営規模、中山間地域等の立地条件、栽培形態の違いをどのように反映するのか。	・まずは、各指定品目について一定の代表性のある指標を作成したうえで、必要に応じて、経営規模や立地条件、栽培形態等を勘案したバリエーションを増やしていくことを想定しております。

番号	問	答
2-3	指定品目として検討中の飲用牛乳のコスト指標は、どのようなイメージか。	・飲用牛乳のコスト指標の作成については、飲用牛乳 WG において、関係者から地域や経営形態によりコストが様々な酪農経営体を受け止められる指標とすべき、商品ごとのコストが産地やブランディングにより様々であったり、最終販売価格帯に幅があったりするという商品の特性を踏まえた指標とすべき等の意見がありました。 ・今後、飲用牛乳が品目指定された場合には、コスト指標作成団体において、こうした意見も踏まえたコスト指標が作成されるよう、制度を設計してまいります。
2-4	国が自らコスト指標を定め、公表することはできないのか。	・食品の取引における合理的な価格形成は、需給状況や品質評価が適切に反映されつつ、最終的な取引条件は当事者間で決定するという前提のもとに行われるものであるため、コスト指標の作成は、関係者の協調のもと、民間団体が行うこととしております。
2-5	基準年で最初に各段階のコストを積むことは大変な作業だと思われるが、基準年のコスト作成についてどのように取り掛かるのか。	・コスト指標の作成にあたっては、公的統計や国のコスト調査結果、民間の業界データ等の既存のデータを活用しつつ、不足する情報は、コスト指標作成団体が行う調査等により収集することを想定しております。
2-6	コスト指標のイメージとして基準年と直近年（月）とされているが、公表は年 1 回となるのか、毎月なのか。	・コスト指標の公表頻度については、コスト指標作成団体において議論され、品目ごとの実情に応じて決定されることを想定しております。 ・これまでの議論では、年に 1 回公表し、必要に応じて随時更新することを基本とすることが適当ではないかとの意見があるところです。
2-7	例えば、肉用牛は標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、交付金が交付される制度がある（牛マルキン）が、コスト指標はそのような収入等も考慮した設計とするのか。	・コスト指標は品目ごとの持続的な供給に要するコストを示すものであるため、コストではない（マルキン）補助金等は、コスト指標に影響を与えるものではありません。

番号	問	答
2-8	コスト指標が決まると、それ以下のコストで生産をしようとする方が出てくることを想像しているが、コスト指標が徐々に下がっていくこともあるのか。	・コスト指標はある一定の統計や、それを補う調査等を基に作成されるものであるため、例えば多くの事業者が生産性の向上等に取り組んだ場合は、将来的に、その効果が統計等に反映され、コスト指標の数値が低下することは考えられます。
2-9	コストが毎年上がりそのコストが価格に反映されるのであれば商品の競争力の低下につながり、その商品を扱う小売事業者にしわ寄せがいくことが懸念される。コスト指標作成団体が恣意的にコストを積んでいくことを抑制する機能が必要ではないか。	・コスト指標は、指定品目が消費者に届くまでの各段階でどれくらいのコストがかかっているかを示すものとして、食品事業者等の取引条件の協議において参照される資料の一つであり、コスト指標のみをもって取引価格が決まるものではありません。 ・このため、生産性の向上や物流の効率化といった競争力向上のための農林漁業者・食品事業者等の努力の意欲をそぐものではないと考えております。 ・また、コスト指標の作成にあたっては、小売も含めて各段階の関係者が参画すること等により、どこかの段階のみが有利となることのないよう、客観性や透明性を確保することとしております。
2-10	コスト指標に基づく価格は消費者から談合と捉えられかねないのではないか。	・コスト指標は、指定品目が消費者に届くまでの各段階でどれくらいのコストがかかっているかを示すものとして、食品事業者等の取引条件の協議において参照される資料の一つであり、取引価格の指標ではないため、談合には該当しないと考えております。
2-11	コスト指標には利益が含まれていないという認識で良いか。	・コスト指標はその品目の持続的な供給に要するコストの積上げにより作成していくものであり、食料システムにおける各流通段階の利益は含まないものとなります。
2-12	コスト指標の作成にあたり、都道府県へ協力が求められることはあるのか。	・都道府県によっては生産費の統計調査や指標等を公表している事例もあるので、コスト指標の作成にあたり、コスト指標作成団体から、このような情報の活用に向けた協力依頼が行われる可能性はあると考えております。

番号	問	答
2-13	コスト指標を作成する品目数の最終的なゴールや目標はあるのか。	・品目指定の目標数は設定していませんが、今後、品目ごとの実情を踏まえ、生産から販売に至る各段階を代表する関係者により、その品目のコスト指標を作成する必要性について認識の共有が図られている等の状況を考慮し、指定品目の追加を検討してまいります。
2-14	事業者は何らかの IT システムを用いる形でコスト指標を利用することが有用であると考えられるが、そのようなシステム化の具体的なイメージはあるのか。	・コスト指標の利用方法は、利用者に委ねられており、一律にシステム化を義務付ける等の対応は想定していませんが、取引における活用に加え、消費者を含む関係者の理解増進が効果的に進むよう、デジタル技術の活用が図られることは重要と考えております。
2-15	農林水産省が毎年発表している「食品流通段階別価格形成調査」から、青果物の各流通段階における価格推移を把握していたが、食料システム法における「コスト指標」と従来の「食品流通段階別価格形成調査」はどう違うのか、目的や手法等にどのような差があるのか。	・「食品流通段階別価格形成調査」は、コスト指標作成団体が指標を作成するにあたり、参酌するデータの一つになり得るものと考えられます。 ・一方で、「食品流通段階別価格形成調査」は実施頻度、対象品目ともに限定的であるため、不足分は追加的に調査する必要があります。 ・また、コスト指標は、生産から販売までの各段階の費用を積み上げる形で作成されるため、流通以外の段階の費用も含まれることになります。
2-16	コスト指標作成団体の役割や位置づけを教えてください。また、コスト指標が実態に沿わない場合、意見を反映できる仕組みはあるのか。	・コスト指標作成団体は、指定品目について、コスト指標の作成、食品等事業者・消費者への理解醸成の取組等を行う民間団体として、国が認定するものです。指定品目に精通していることに加え、データ収集能力や、関係者との議論を重ねてコスト指標を取りまとめる能力等が必要とされるものと考えられます。 ・また、指標の作成にあたっては、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち品目ごとに農林水産省令で指定する2以上の段階について、各段階を代表すると認められる者が参画することとしており、そうした関係者の意見が集約・議論されることになります。
2-17	コスト指標作成団体は、既存の団体を想定しているのか、新たな団体を作ることを想定しているのか。	・品目ごとの実情に応じて、既存の団体がコスト指標作成団体となることも、関係者が集まって新しい団体を組成することも可能です。

番号	問	答
2-18	指標作成団体について、例えば米について農業協同組合等の組織が中心となり指標作成団体となる場合、全国本部レベルで作成団体となるのか、各都道府県本部レベルや単位農協レベルなのか、想定している規模があれば教えてほしい。	・指標の作成にあたっては、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち品目ごとに農林水産省令で指定する2以上の段階について、各段階を代表すると認められる者が参画することとしているため、指標作成に参画する団体は全国団体を想定しておりますが、地域ごとの実情も踏まえて調整をしていくことも想定されます。
2-19	コスト指標作成団体に参画したいが、自薦、他薦等の要件はあるのか。	・コスト指標の作成に参画したい場合には、農林水産大臣から認定を受けた団体に申し込む、団体からの意見募集に応じて協力する等の方法が考えられます。
2-20	生産者・製造業者・流通業者・小売業者の団体はコスト指標作成団体に対して、どのような協力が求められるのか。	・コスト指標は、原則として生産から販売に至る各段階に要したコストの積上げにより作成されますが、各段階のコストの積上げにあたり、各段階の関係者の協力が不可欠です。 ・例えば生産段階においては、品目によっては農林水産省の既存統計データの活用も可能ですが、その後の集荷や卸、流通の段階においてどのような経費がかかっているのかに関しては、各段階の関係者からの情報収集が必要と考えられます。 ・食料システム法は、生産から消費に至る各段階の関係者の連携を促すものであり、各段階の関係者が互いに理解を深めるとともに、コスト指標の作成にあたり、それぞれに要するコストに関するデータの収集、提供にご協力いただくことを期待しております。
2-21	フランスではエガリム法が制定され、価格指標が団体によって策定されているが、その内容は参考にしているのか。	・エガリム法は、価格に関する指標のほかにコスト指標を作成するという内容であると認識しております。 ・食料・農業・農村政策審議会の「基本法検証部会」の中でもエガリム法の概要を取り上げ、これを踏まえた議論が行われ、先般、食料・農業・農村基本法が改正されたところです。 ・また、農林水産省の「適正な価格形成に関する協議会」でもエガリム法の概要について紹介しており、このことも参考にしながら、食料システム法の中でコスト指標が位置づけられたとこ

番号	問	答
		ろです。
< 3. 規制的措置 >		
3-1	取引実態調査について、努力義務の履行を確認するため、食品等事業者等に対し、定期検査等を実施するのか。それとも、不利益を受けた事業者からの通報窓口を設置するのか。	・取引実態調査として、令和7年10月1日以降、食品等事業者等に対し、アンケート調査、ヒアリング調査等を行うことを想定しております。 ・また、今後、不利益を受けた食品等事業者等からの情報を受け付ける相談フォームによる窓口の設置を予定しております。
3-2	「取組が不十分な場合の勧告・公表」と、取引実態調査結果の「公表」は別物か。また、指導・助言は誰が実施するのか。	・「取組が不十分な場合の勧告・公表」は、農林水産省の職員等が個別の事業者の取組を確認し、著しく不十分な場合に勧告を行い、それに従わない場合に当該事業者名を公表する仕組みです。 ・指導・助言についても農林水産省が実施します。 ・一方、取引実態調査結果の「公表」は、国が各事業者へのアンケートやヒアリングを通じて、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況などの取引実態を把握した結果を公表するもので、個別の事業者名が特定できない形で年1回程度公表することを想定しております。
3-3	調査を無作為抽出で行うとのことだが、価格形成に大きな影響を及ぼす事業者等が漏れる（コスト構造が正しく把握できない）恐れがあると思うがどのように考えているのか。	・取引実態調査におけるアンケート調査は、コストを伺うのではなく、協議の申出を行ったかどうか、努力義務となる相手の反応はどうだったか等、取引状況や取引条件に関する協議の状況などの実態を把握するために行うものです。 ・別途、コスト指標が円滑に作成できるよう、国が食品の生産から販売に係る費用を調査するコスト構造の実態調査を行っておりますが、この調査に関しては各品目の実態に沿うような設計が必要と考えております。

番号	問	答
3-4	規制的措置に関して、実効性を確保するためにどのように十分な監視体制を設けるのか。	・規制的措置の実効性の確保には監視体制が重要であると認識しております。 ・農林水産省本省及び地方農政局等に、「フードGメン」を配置し、監視体制を構築していきます。 ・国会においても、監視体制の充実について議論されており、今後さらなる充実を検討してまいります。
3-5	食料システム法のうち価格形成の部分においては、都道府県の役割が特に定められていないと認識しているが、コスト指標の作成や、食品の適正な取引に向けて、都道府県に期待される役割はあるのか。	・本法律における規制的措置の部分では地方自治体の役割は位置付けられていません。 ・他方、本法律の趣旨は、特定の分野にしわ寄せがいかないよう、関係者が相互に必要な情報を提供し合いながら、価格を形成することで、安定的な食料の供給につながるという姿を目指すものであるため、都道府県の方々にもこの趣旨に賛同いただき、必要な取組に対応していただくことが望ましいと考えております。
3-6	不十分な取組のイメージで、例えば価格交渉を拒否されたとなった場合、拒否された側はどこかに訴え出るイメージと理解したが、どのような運用となるのか。	・不十分な取組については、国が取引実態調査を行い、アンケートやヒアリングにより、取引条件に関する協議がどのように行われているか等の実態を把握していきます。 ・また、不利益を受けた事業者等からの情報を受け付ける相談フォームによる窓口を設置する準備を進めており、これらにより対応していきたいと考えております。
3-7	得意先に値上げ分を説明する際に、各コストの上昇内容を記載する資料が有用であるが、そのような資料の作成にあたって、国が推奨するフォーマットはあるのか。	・現時点で国が推奨するフォーマットはありませんが、コスト上昇により従来の取引価格で利益が確保できない場合、交渉時にコスト上昇分を明確にデータで整理したうえで交渉に臨むことが望ましいと考えております。
3-8	食料システム法は、食料である農林水産物が対象になると思うが、花きについてはこの法律の対象外か。	・食料システム法において新たに措置した誠実協議等の努力義務や判断基準に基づく規制的な措置は「飲食料品等（飲食料品及びその原料又は材料として使用される農林水産物）」の持続的な供給を図ることを目的としているため、花きは対象外としております。

番号	問	答
		・一方で、食品等の取引条件に関する協議の状況や取引の実態に関する調査を行う「取引実態調査」は花きもその対象に含めており、必要があると認めるときは、指導・助言等行うこととしているとともに、支援的な取組部分の計画認定制度等は花きも対象となります。
3－9	価格形成において、誠実に協議することが努力義務として課せられることになるため、売り手側と買い手側の双方で書面等を作成するなどの記録が必要になると考えるが、書面の様式等を国で示さないのか。 また、食品は商いがスピーディーなため、本業を阻害するような手続きにならないよう配慮いただきたい。	・令和8年4月の施行に向けて検討を進めているところですが、事業者の皆様には過度な負担が生じないように配慮してまいります。
3－10	価格交渉においては、自由競争を阻害しないと説明があったが、どのような点で阻害しないということか。	・価格は需要と供給をもとに成立することが前提であり、本法律における規制的措置はコスト割れする取引を禁止するようなものではありません。 ・当事者間の合意による価格形成を前提として、交渉すら行われずに、持続的な食料供給が困難になるような事態を防ぐため、関係者間の連携のもと、食料システムを構築していくことを目指しております。
< 4. 卸売市場について >		
4－1	卸売市場開設者によるコスト指標の公開について、どのようなイメージで実施するのか。	・卸売市場法の一部改正では、卸売市場の開設者が、「指定品目についてコスト指標作成団体が作成した指標を公表する」こととしております。 ・具体的には、場内での掲示や卸売市場のホームページへの掲載等により、公表することとなります。
4－2	卸売市場の開設者がコスト指標を公表することになった意図は何か。コスト指標については農水省も消費	・食料システム法により、卸や仲卸等、卸売市場関係者も、価格協議等の努力義務がかかることになりました。これに併せ、卸売市場法の改正により、開設者が指定品目のコスト指標を掲示

番号	問	答
	者に周知するとしており、この他、市場取引情報も公表しているのに、わざわざ卸売市場法を改正してまでコスト指標を公表するのはなぜか。	することとしております。
4-3	青果物の価格形成はその多くが卸売市場（委託取引）でなされているが、原則、需給バランスに基づいた価格形成がなされる中で品目ごとのコスト指標を価格形成段階でどのように反映（活用）していけるのか、卸売市場法と関連して、具体的な方策があれば教えて欲しい。	・価格は市場における需給で決定されるという考え方は食料システム法も大前提としており、その上で関係者の理解を得て価格形成を行うための手段として活用いただきたいと考えております。
4-4	持続的な供給に要するコストの考慮の求めに応じた協議は、開設者に求められてはならず、例えば卸だとか、あるいは生産者が中心となって協議をするという認識で間違いはないか。	・コストの考慮を求められた際の誠実な協議をする努力義務については、売り手と買い手の間の協議に対してかかるため、市場開設者に対するものではありません。 ・卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者は、販売者又は購入者としての立場となる場面では、価格協議等の努力義務の対象となります。
4-5	自由取引を前提にし、取引は民々に任せるのが大前提の中、市場で、開設者がコストを提示した場合、誰と協議をすればいいのか。公表した市場と交渉するのか、買い手と交渉するのか。	・取引は最終的に民々間の合意に基づくもので、市場原理に基づいて取引がなされることとなります。 ・卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者は、販売者又は購入者としての立場となる場面では、価格協議等の努力義務の対象となります。
4-6	県内市場における取引ではセリであっても、入札であっても、取引価格は事前に提示しない。その場で値段をつけていく取引が主である。そういった中、このコスト指標を下回る取引価格で売買された場合にペナ	・コスト指標は、民々の取引において参考とされるものです。コストを考慮した協議の申し出があった場合は、それに誠実に対応するという努力義務はあります。今後、取引について行動規範を検討する予定です。

番号	問	答
	ルティはあるのか。	
4－7	コスト指標品目が増加する場合、その都度卸売市場の業務規程の変更が必要となるのか。	・新たに公表されたコスト指標については、卸売市場で追加公表することを想定しております。 ・業務規程に品目まで記載する必要はないため、指定品目が追加されてもその都度の業務規程変更は不要です。 ・なお、今回改正する業務規程は「指定品目、コスト指標、努力義務を公表する」旨を規定することになります。
＜５．今後のスケジュール＞		
5－1	詳細は今後、政省令等で定めていくと説明されたが、政省令の制定時期や指標作成団体の認定申請の開始など、スケジュールの想定があれば教えてほしい。	・計画認定制度は、令和７年１０月に申請受付を開始できるように準備しております。 ・また、食品等の取引の適正化については、取引実態調査を１０月から開始できるように準備を進めております。 ・それ以外のコスト指標の作成等については、食品等の取引の適正化のための措置が施行される令和８年４月を目指し準備を進めているところです。
5－2	今後、政省令等を通じて、食料システム法の具体的な内容が発信されると理解しているが、新たな内容を踏まえた説明会は予定しているのか。	・ウェブ形式等を含め、どのような形になるか未確定ですが、要望に応える形で説明会等を実施したいと考えております。
5－3	判断基準を省令で明確化することだが、この判断基準はいつ提示される予定か。	・努力義務で規定する取引の行動規範となる判断基準については、食品等の取引の適正化のための措置が令和８年４月を目途に施行されるので、皆様の理解醸成が進むよう、できるだけ早くお示ししたいと考えております。
＜６．消費者理解＞		
6－1	生産者団体、食品事業者など買い手・売り手の双方への制度の周知はどのように実施するのか。	・今回開催した全国９ブロックでの説明会の開催のほか、各地域でご用命に応じて必要な説明を行っていくこととしております。各団体において必要な周知をしていくために情報提供が必要

番号	問	答
		な場合、あるいは説明が必要な場合は農林水産省としても対応してまいりたいと考えております。
6－2	コストを考慮する仕組み作りとなると、消費者の理解が欠かせないため、消費者の理解醸成の取組について教えてほしい。	・コストを商品価格に上乗せ（価格転嫁）する場合、消費者の理解がないとその商品が選択されず、食品等の持続的な供給が実現しません。 ・このため、消費者の理解を促進するために、コスト指標を作成し、できるだけ消費者に発信し、更には、持続的な食料供給に取り組む事業者が消費者理解の増進のため様々な取組をされる場合の計画を認定する支援策を設けました。 ・このような新しい取組で、消費者理解を少しでも前に進めていきたいと考えております。 ・また、法第 53 条において、国は広報等を通じて国民の理解を深めることとしており、農林水産省では、「フェアプライスプロジェクト」として 2 月には「値段のないスーパーマーケット」というイベントを実施し、消費者に「みんなにとってフェアな値段」について考えていただく取組等を行いました。 ・今後もこのような取組を推進していく予定です。
6－3	消費者への理解醸成において、大人の食育との関連があれば教えてほしい。	・農林水産省では食卓と生産現場とのつながりがある社会を目指して大人の食育を推進しており、食料供給のために要するコストについて理解してもらうことも重要だと考えております。 ・消費者が食品を手取る際に、価格だけでなくその食品の供給に至るまでに、どのような苦労があったのかということを伝えるためにも、食育分野とも連携していきたいと考えております。

○持続的な食料システムの確立関係

番号	問	答
1 - 1	地方公共団体等に対する認定制度の創設について、認定を受ける計画は、1年間、3年間など計画期間を設ける必要はあるのか。	・連携支援事業の内容及び実施時期を定めることになります。 ・詳細は検討中ですが、5年程度と考えております。
1 - 2	計画認定を受けた場合の支援・特別措置について、補助金の加点要件になる等、今後増える予定はあるのか。	・今後、補助事業に対しての優先採択等の措置を検討する予定です。
1 - 3	計画認定制度の「安定取引関係確立事業活動」について、契約栽培による安定的な取引関係を確立する取組のみで「新たな設備を導入しない」場合は申請できないのか。	・設備を導入しない場合であっても、安定的な取引関係を確立する取組であれば、認定の対象となります。 ・なお、認定を受けた際に活用可能な措置は、計画の内容により異なります。 ・例えば、日本政策金融公庫による長期・低利融資では、設備導入のほか出資も対象としております。 ・その他、中小企業経営強化税制、農研機構の設備供用なども、支援措置として用意しております。
1 - 4	計画認定制度の支援対象について、海外展開を行うに当たっての ISO 認証取得費用やコンサルティング費用は支援対象となるか。	・本計画認定制度において支援対象となるか否かは、作成いただく計画の内容に拠ります。 ・計画の認定を受けた場合の資金に係る支援・特例措置として、日本政策金融公庫の長期・低利融資を措置しております。 ・本措置では、償還期間が10年超25年以内の施設の改良、造成又は取得といった施設整備等に対し、「食農連携型事業」、「生産性向上型事業」といった資金メニューを用意しており、さらに、このような長期にわたる施設整備等に付随する長期運転資金についても、用意しております。

番号	問	答
		・ISO22000 認証取得費用やコンサルティング費用は、通常、短期的な支出となるため、本融資になじむものか、よく整理した上で計画をご提出ください。 ・また、海外展開に当たっての認証取得について、補助金の活用を希望される場合には、別途、農林水産省や経済産業省の補助事業をご参照ください。
1－5	計画認定制度は国の予算に限りがあるのか。	・本計画認定制度で講じる支援措置は、予算措置によるものではなく、日本政策金融公庫の長期・低利融資や、各種税制特例といったものです。 ・活用を希望される支援措置に応じ、計画を作成・申請ください。
1－6	計画認定制度の事業活動計画と、判断基準に基づいた事業者間の取引はどのように関連しているのか。	・食料安全保障を確保するためには、合理的な費用を考慮した価格形成を進める必要がありますが、そのためには、ただ費用がかかっていることを示すだけでなく、どのような付加価値があるのか、あるいは社会的使命を果たすためにどれだけの費用が掛かっているのか等について消費者の方々にご理解いただく必要があります。 ・そのため、食品事業者の行う、食品の付加価値の向上に向けた取組を計画認定制度により支援することで、消費者の方々の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現します。
1－7	計画認定については、産業競争力強化法の事業再編計画に準拠する形であると考えてるが、計画を作る食品産業というのは全国展開しているような事業者に限られるのではないのか。	・必ずしも計画を作る食品産業が全国展開しているような事業者に限られるものではありません。 ・例えば、安定取引関係の確立の事業活動は、農林漁業者との連携を深めて出来るだけ国産の原材料を安定的に調達する関係を強化するための事業活動となっております。 ・まさに産地や各地域に根ざした食品事業者の方々が地域で原材料を確保するための計画であり、これらを積極的に応援していこうという取組であるため、地域の食品事業者も対象に入れてしっかりと取組を進めていただきたいと考えております。

番号	問	答
		・また、環境負荷低減や流通合理化については様々なレベルがあり、実際に効果を発揮させるためには今の事業規模では難しいので事業再編の検討が必要という事業者もいらっしゃる想定されることから、事業再編についても支援の対象にしていく予定です。
1－8	認定を受けた場合は宣伝等、随時フィードバックを受けられるのか。	・認定を受けた食品事業者の計画の概要を、農林水産省のウェブサイトで公表します。 ・なお、実施状況報告の内容を踏まえ、必要に応じて指導や助言を行う場合があります。
1－9	計画認定を受けることを検討しているため、認定申請様式が整い次第、連絡を受けたい。	・認定申請様式については、現在整理中です。準備が整い次第、ウェブサイト等で情報提供する予定です。 ・ご関心がある場合には、随時、各地方農政局等にお問合せください。申請を予定している具体的な内容を共有していただければ、必要に応じて情報を提供させていただきます。